

平成28年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成28年 6月 3日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成28年 6月 3日

15日間

至 平成28年 6月17日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の
制定について

第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第 8 議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 坂本 美智代 君

2番 東 まさ子 君

3番 森田 幸子 君

4番 篠塚 信太郎 君

5番 山田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君
7 番 山 下 靖 夫 君
8 番 原 田 寿 賀 美 君
9 番 山 崎 裕 二 君
1 0 番 村 山 良 夫 君
1 1 番 岩 田 恵 一 君
1 2 番 北 尾 潤 君
1 3 番 梅 原 好 範 君
1 4 番 鈴 木 利 明 君
1 5 番 松 村 篤 郎 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
副 町 長 畠 中 源 一 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 山 田 洋 之 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
監 理 課 長 木 南 哲 也 君
企画政策課長 久 木 寿 一 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
保健福祉課長 大 西 義 弘 君
子育て支援課長 津 田 知 美 君
医療政策課長 藤 田 正 則 君
農林振興課長 栗 林 英 治 君
商工観光課長 山 森 英 二 君
土木建築課長 山 内 和 浩 君
水 道 課 長 十 倉 隆 英 君

会 計 管 理 者	下伊豆 かおり 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	川 冨 勇 人 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・山下靖夫君、8番議員・原田寿賀美君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第4号ほか3件です。後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

6月1日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議いたしました。

議会広報特別委員会には、議会だより第48号を発行いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんは大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

初めに、4月14日以降、熊本県を中心に発生しました地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今もなお被災され避難所生活を余儀なくされておられる方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興が進みますように願うものであります。

さて、本年度も穏やかに推移しておりますが、町内各地でも田植え作業も順調に進み、一区切りを迎えようとしております。

また、町の特産品であります黒大豆を初めとする畑作物の作付準備も進んでおります。このまま順調に作物が育ち、実りの秋を迎えられることを願うものであります。

国におきましては、これまで3年間にわたるアベノミクスにより、日本の経済は好循環を示し、企業収益が伸び、これが雇用や賃金に回り、失業率も減少したとの観測が示されております。しかしながら、零細企業が多い本町におきましては、国が示すほどの改善は感じられません。

また、私たちの生活におきましても、個人消費の伸びは実感できず、豊かな生活の実現には時間がかかるものと考えているところであります。

京都府において、事業が進められておりました京都トレーニングセンターがこのほど完成し、6月18日には竣工式が開催される運びとなっております。京丹波町産の木材をふんだ

んに使用し整備されましたことは、森林資源の活用に取り組んでいます本町にとりましても、大変意義深いものと考えております。このトレーニングセンターを中心として、丹波自然運動公園の施設の活用によるスポーツの振興と競技力の向上に向け、京都府を初めとする関係機関とさらに連携を深めてまいりたいと考えております。

合併後10年が経過し、本町を取り巻く情勢は急速に変化しております。これからの10年、20年先を見据え、私が就任当初から取り組んでまいりました「安心」で「活力」があって「愛」のあるまちづくりをさらに強固なものとするため、予算措置を行いました各種事業をしっかりと実行、推進してまいりたいと考えております。

まず、地域医療の充実では、京丹波町病院を核として、関係医療機関との連携による医療体制の充実と基本健診の受診から健康指導までのサポートによる健康長寿のまちを目指します。

さらには、地域と一体となった見守り活動による顔が見える地域福祉づくりを構築してまいります。

次に、消防防災体制の整備強化による災害に強いまちづくりでは、昨年度に整備を行った移動系デジタル防災行政無線を活用しまして、無線による災害現場からの情報収集や活動伝達体制を構築するとともに、住民避難訓練等の継続的な実施により防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動への取り組みを支援してまいります。

また、原子力防災におきましては、京都府とUPZ圏内の関係7市町でつくる地域協議会におきまして、原子力発電所の安全性やこれからのエネルギー政策に関し、事業者である関西電力や国に対して、住民の皆さんに理解していただける具体的な説明を求めていきたいと考えております。

次に、農林業振興についてであります。主要施策として取り組んでおります有害鳥獣対策につきましては、これまでの実証実験の成果をいかし、多様な捕獲活動を実践するとともに、被害防止のための防除施設設置や新規狩猟者への免許取得助成など、防止対策と捕獲対策両面の強化を図ってまいります。

また、鳥インフルエンザ発生農場跡地の利活用につきましては、映画のロケ地への活用に向け、地元地域と連携しながら進めてまいります。

次に、新庁舎の整備についてであります。現在、新庁舎建設基本計画を策定するための審議会設置に向けて調整中であり、まちの防災拠点、町民が集い、交流が図れるまちの拠点として速やかに基本計画を策定し、事業化を図ってまいりたいと考えております。

次に、幼児教育・保育の充実についてであります。豊かな人生・幸せな人生を歩んでい

くためには、幼児教育・幼児保育が重要であると認識しております。次代を担う子どもたちの健やかな成長への支援をしっかりと行ってまいります。

また、本年度から教育委員会内に認定こども園建設推進室を設置したところであります。就学前教育、保育課程、職員数や配置、定員等の運営、施設の建設に向けまして、具体的な検討を進めてまいります。

次に、森の京都関連施策についてであります。本年10月9日には、第40回全国育樹祭式典行事が南丹市において開催されます。京都府及び関係市町では、平成28年度を森の京都ターゲットイヤーとして、年間を通じて森の魅力を体感し、森の文化の理解を深める交流型イベントを開催します。

また、本町独自の取り組みとして、森林資源を活用した木のぬくもりを感じる豊かな暮らしを推進する施策として、新生児への「京丹波ぬく森のイス」プレゼントや薪ストーブ購入補助などの事業を継続するとともに、木質バイオマスを中心とした資源循環型システムの構築を目指し、地域モデルとしての木質バイオマス熱利用施設の整備工事に着手します。

次に、地方創生に係る取り組みであります。本年3月の定例会におきまして、お認めいただきました地方創生加速化交付金を活用した町創生戦略に基づく事業は、翌年度に事業を繰り越した上で事業着手に向け準備を行っております。各種事業を実施することで仕事づくりや人材の確保、まちのにぎわいの創出など、一億総活躍社会の実現に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、本年度の新型交付金である地方創生推進交付金は、本格的な地方版総合戦略の推進に向け、地方創生の深化のために創設されたものであり、本町におきましても先駆的な事業展開を図るため活用することとし、今回の6月議会に予算計上させていただいております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成27年度の各会計決算見込みであります。一般会計では歳入119億3,000万円、歳出114億2,000万円、収支は5億1,000万円となり、翌年度、繰越財源を差し引いた実質収支では、3億1,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、今年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、2億5,000万円の黒字となる見込みであります。

また、特別会計では、歳入75億円、歳出74億円、実質収支は1億円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、現在調製中でありまして、後日報告させていただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努め、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） 以上で行政報告を終わります。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、承認第4号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

《日程第5、承認第4号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について～日程第8、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） これより日程第5、承認第4号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

再生可能エネルギー発電設備に係る地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、行政不服審査法の施行に伴い、本町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

引用条項の表現について整理を行うなど、所要の改正を行うものであります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法

律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課区分のうち、医療給付費分に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分を17万円から19万円に、それぞれ引き上げるものであります。

また、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額115億2,070万円に今回2,668万2,000円を追加し、補正後の額を115億4,738万2,000円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、新たに取り組む事業を含め、事業の執行上必要とするものにとり、予算の補正をさせていただくものであります。

主な補正内容であります。総務費では森の京都推進事業として、本町の豊富な資源である森を通して、心豊かな人材の育成を図ることを目的として実施されます「森の学び講演会」の開催に60万円。コミュニティ助成事業では、質美下村区公民館新築事業への補助金に1,500万円。地域資源活用推進事業では、地方創生推進交付金活用事業として、家畜ふん尿によるメタン発酵施設の導入可能性調査委託料などに408万6,000円。農林水産業費では、明日の「京都村」づくり事業として、加工施設改修等整備への補助金に560万円。教育費では、海洋センター維持管理事業として、カヌー艇庫のテラス手すり等設置工事などに101万4,000円を計上しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案に賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） おはようございます。

それでは、承認第4号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、施行期日を平成28年4月1日とする必要のある部分について措置をさせていただいたものでございます。

まず、地方税法の改正の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の税制改正において、経済の好循環を確実なものとするため、また、地方創生の推進を図るために、地方法人課税の偏在是正に向けた措置を初め、車体課税の見直し等、税制上必要な措置が講じられたことに基づき、法改正が行われたところであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず最初に、新旧対照表 1 ページをごらんください。

第 18 条の 2 につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、規定における文言について整理を行うものであります。

次に、新旧対照表 1 ページから 3 ページをごらんください。

第 56 条並びに第 59 条につきましては、固定資産税の非課税に係る申告等について定めているものでございますが、地方税法の改正に伴いまして、同様に規定に明記されている適用条項の追加、並びに対象法人の名称等につきまして所要の整理を行うものであります。

次に、新旧対照表 3 ページ、附則第 10 条の 2 をごらんください。

法改正に基づきまして、固定資産税の課税標準の特例措置を規定に定めるものでございます。再生可能エネルギー発電設備に係る地方税法の改正に伴いまして、同様に規定に明記するなど、所要の整理を行うものであります。

次に、4 ページをごらんください。

附則第 10 条の 3 につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の申告について定めているものでございますが、今回の法改正に伴いまして、条例中における記載事項の追加など、所要の整理を行うものであります。

最後に、5 ページから 7 ページでございます。

第 2 条関係でございます。

附則第 5 条につきましては、たばこ税に関する経過措置を定めたものであります。条文における適用条項並びに文言表現等について、所要の整理を行うものであります。

なお、今回の専決以外の地方税法改正に係る税条例の改正につきましては、以後の定例会におきまして、ご提案をさせていただき予定といたしております。

以上をもちまして、承認第 4 号の補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第 5 号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者から不服があるとして審査申し出を受けた固定資産課

税台帳に登録された価格に関して、審査決定するために地方税法に基づき設置される機関であります。

今回の改正につきましては、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また、行政不服審査法施行令並びに同審査法の施行期日を定める政令が平成27年11月26日に交付され、平成28年4月1日から施行されることが定められたことに伴いまして、新たに国から示されました準則に基づきまして、規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、新旧対照表1ページをごらんください。

第1条関係、第10条第1項についての調書につきましては、調書作成に係る引用条項の表現について整理を行うものであります。

次に、第2条関係でございます。

新旧対照表2ページをごらんください。

附則第2条につきましては、本条例の適用に係る文中表現につきまして、文言等、所要の整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、承認第6号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容は、町長の説明にもありましたように、医療給付費分に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものであり、国保税全体の賦課限度額は従前の85万円から4万円引き上げて89万円となります。

なお、介護納付金分は16万円に変更はございません。

また、均等割額及び平等割額、いわゆる応益分国保税の5割軽減・2割軽減におきましては、軽減判定所得の要件が拡大されるものでございます。

具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3枚目の横長の表をごら

んください。

まず、第2条関係でございますが、第2項につきましては、医療給付費課税額について規定しており、世帯主等につき算定した所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額とすることになっておりますが、その額については、その合計額の限度額を52万円から54万円に引き上げるもの。

また、第3項として、後期高齢者支援金等課税額について規定しており、その額については、その合計額の限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

また、第23条第1項におきましては、保険税の軽減に際しての限度額の規定でございますが、第2条と同様にそれぞれ引き上げるものであります。

また、同条第2号におきましては、5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を26万円から26万5,000円に引き上げるもの。

また、第3号の2割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数に乗じる金額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。

なお、この改正による本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時点で、限度額超過世帯が医療給付費分では30世帯が29世帯に、後期高齢者支援金分では17世帯が16世帯となり、限度額引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、約90万円を見込んでいるところでございます。

以上、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきましての補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第55号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）では、補正前の額115億2,070万円に2,668万2,000円を追加し、補正後の額を115億4,738万2,000円とさせていただくものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳出でございます。

1款、総務費、6目、企画費では、総合計画推進事業におきまして、将来にわたる須知高校の存続が本町のまちづくりにとりまして大変重要であることから、教育支援や人材確保につながるため、須知高校振興対策交付金としまして20万円を計上しております。

同じく、森の京都推進事業では、「森のまなび」木育推進モデル事業の中で、京丹波町の豊富な資源である森を通して、自然の中で生活することの意味や人とのふれあいの意味を学習し、心豊かな人材の育成を図ることを目的に、木育事業として、京丹波町「森の学び講演会」を計画し、事業を行います森の学び実行委員会に負担金として60万円を計上しております。本講演会は、和知地区の小中学校児童生徒と関係者などを対象に開催がされるものでございます。講演会の講師には、森林林業の先進地であり、本町と交流のあります北海道下川町の出身で、スキージャンプ選手の葛西紀明氏の予定となっております。

次に、11目、地域振興事業費、コミュニティ助成事業費では、平成28年度コミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けまして、質美下村区の公民館新設事業に対する補助金1,500万円を計上しております。

14目、地域資源活用推進費、地域資源活用推進事業では、本年度策定に向けて進めております京丹波町バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取り組みとして、地方創生推進交付金を活用して、家畜ふん尿によるメタン発酵施設の導入可能性調査委託料、及びバイオマス産業都市構想策定委員会の開催経費を含めまして、事業費として408万6,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

6款、農林水産業費、3目、農業振興費、明日の「京都村」づくり事業では、鳥インフルエンザ発生跡地の活用として、ロケ地誘致事業の一環となるロケ地弁当開発等に係ります施設整備を行う事業実施主体であります農事組合法人「京丹波ほたるの里」に補助金として、560万円を計上いたしております。

10款、教育費、2目、体育施設費、海洋センター維持管理事業では、和知にありますカヌー艇庫のテラスに手すりの設置と木製の椅子・テーブルの設置、また、カヌー場の案内看板などの設置費としまして101万4,000円を計上しております。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入につきましてご説明させていただきます。

14款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金、地方創生推進交付金は、平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向けまして、地方創生の深化のための新型交付金で、京丹波町バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取り組みを先駆的なプロジェクトとして交付金の活用を図ろうとするものでありまして、事業費の2分の1を交付金としまして204万3,000円を計上しております。

15款、府支出金、4目、農林水産業費府補助金では、明日の「京都村」づくり事業に対する補助金としまして、事業費の2分の1となります府補助金400万円を計上しております。

す。

同じく、3項の府委託金、1目、総務費府委託金では、経済センサス調査員等の報酬など活動経費として、委託金18万2,000円を計上いたしております。

18款、繰入金、2目、財政調整基金繰入金では、今回の補正におきまして不足します額445万7,000円を追加をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） これで、本日の議事日程は全て終了しました。よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は6月6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。ご苦労さまでございました。

なお、この後、議員控室におきまして、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さん方はお疲れのところ大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。ご苦労さまでございました。

散会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山下靖夫

〃 署名議員 原田寿賀美